

平成 27 年度

地方財政健全化法における  
健全化判断比率等

長 野 市

## 目 次

健全化判断比率等とは	1
長野市の健全化判断比率等	2
健全化判断比率等の対象会計	3
標準財政規模とは	4
健全化判断比率等のねらいと長野市の状況	
実質赤字比率	5
連結実質赤字比率	6
実質公債費比率	8
将来負担比率	10
資金不足比率	12

## 健全化判断比率等とは

### ★ 健全化判断比率等とは・・・

平成19年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「健全化法」という。)において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標で、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標と公営企業会計を対象とした「資金不足比率」があります。

これらの指標は、監査委員の審査を受けて、議会に報告し、市民の皆様への公表が義務付けられているものです。

## 長野市の健全化判断比率等

	比 率	参考値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	▲ 2.47 %	11.25 %	20 %
連結実質赤字比率	— %	▲ 28.52 %	16.25 %	30 %
実質公債費比率	3.4 %		25 %	35 %
将来負担比率	37.7 %		350 %	

※27年度は、実質赤字と連結実質赤字がなかったことから、「—（ハイフン）」で表示し、黒字の数値を参考値として「▲」で表示しています。

### 資金不足比率

水道事業	— %	飯綱高原スキー場事業	— %
下水道事業	— %	鬼無里大岡観光施設事業	— %
病院事業	— %		
戸隠観光施設事業	— %		
産業団地事業	— %		

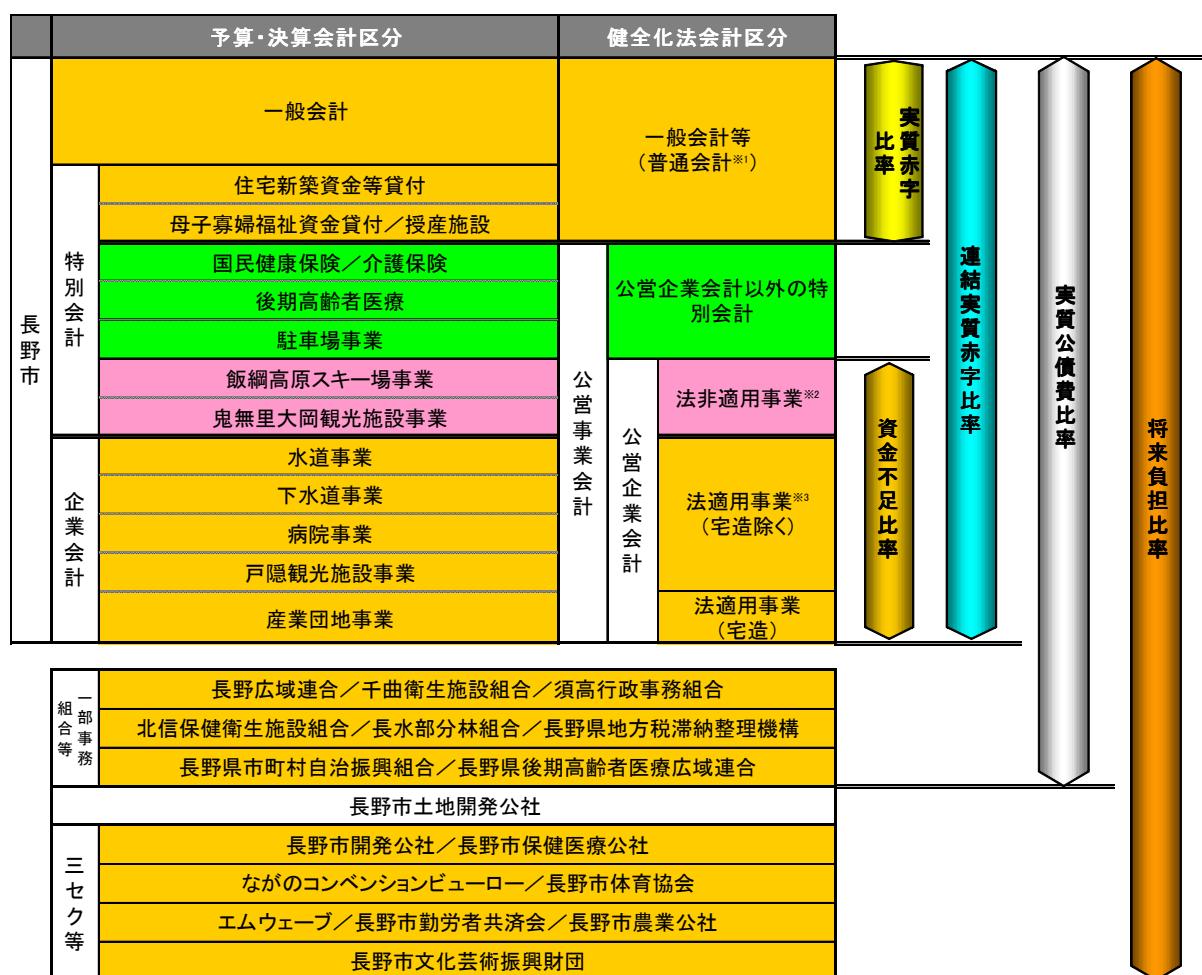
### 【長野市の健全化比率の前年度との比較】

	27年度 比 率	27年度 参考値	26年度 比 率	比 較
実質赤字比率	— %	▲ 2.47 %	▲ 2.03 %	▲ 0.44 %
連結実質赤字比率	— %	▲ 28.52 %	▲ 26.56 %	▲ 1.96 %
実質公債費比率	3.4 %		5.7 %	▲ 2.3 %
将来負担比率	37.7 %		28.2 %	9.5 %

## 健全化判断比率等の対象会計

健全化法における健全化判断比率と対象会計を示すと、次の図のようになります。

なお、実質公債費比率と将来負担比率については、公営事業会計や一部事務組合が負担する公債費等のうち、本市の一般会計等が負担しなければならない額が各比率の対象となります。



※ 土地開発公社及び第三セクターについては、長野市が債務保証している場合に将来負担率に含める。

※ 土地開発公社及び第三セクターについては、長野市が債務保証している場合に将来負担率に含めます。

※ 資金不足比率は、会計ごとに算出します。

※ 1 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもので自治体相互の比較ができるようにしたもの

※ 2 公営企業法に掲載された事業であるが、特別会計で経理しているもの

※ 3 公営企業法に掲載された事業で、資産評価等を行うなどにより、民間企業と同様の会計処理を行っているもの

## 標準財政規模とは

### ●標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、健全化指標の分母となる重要な数値です。

標準財政規模は、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税等額」で求められ、標準的に収入し得る「経常一般財源」の大きさです。

サラリーマンで言えば、年間の所定内給与総額にあたるものです。

なお、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債の発行可能額も、この標準財政規模に加えられています。

### ○標準税収入額

普通地方交付税の算定基礎となる「基準財政収入額」のうち、基準税額（{法定内普通税※+税交付金（利子割交付金など）+減収補てん特例交付金} × 75／100）に100／75を乗じた数値です。

#### ※法定内普通税

地方税法で定められた税目について、標準税率による課税を行っているもの

市町村税：住民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税及び事業所税

法人市民税における超過税率部分、入湯税及び都市計画税は、標準税収入額の算定に含まれません。

## 健全化判断比率のねらいと長野市の状況

### ●実質赤字比率

福祉、教育、環境、防災等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計年度（4月から翌年3月まで）における歳出は、歳入の範囲内で行なうことが原則であり、歳入が歳出に対して不足する場合は、赤字が生じることになります。

この赤字が解消できないと、その赤字を翌年度に繰り越すことになりますが、翌年度においても赤字が発生すると、その赤字が累積することになります。

この赤字の程度を示すため、赤字額を地方税や地方交付税等の歳入の規模（「標準財政規模」といいます。）と比較して指標化したものが、「実質赤字比率」です。

なお、実質赤字とは、歳入から歳出を差し引いて計算する赤字額に、歳入不足によって、その年度に支払うべき債務を繰り延べたり、行なるべき事業を繰り越したものと加えたものをいいます。

赤字が発生した場合は、早期に解消するため、歳出削減や歳入確保を行うことが必要になってきます。

長野市の標準財政規模 88,387百万円

長野市の一般会計等は、実質赤字比率は、「-%」となっています。

(単位：百万円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り 越すべき財源 C	実質収支 A - B - C
一般会計	162,265	156,849	3,235	2,181
住宅新築資金等貸付	5	5	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付	94	26	68	0
授産施設	77	72	0	5
一般会計等 計	162,441	156,952	3,303	2,186

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{(\Delta 2,186)}{88,387} = -\% (\Delta 2.47\%)$$

※実質収支が黒字となりましたので、実質赤字を「△」で表示しています。

## ●連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体には、中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといつても、地方公共団体としての法人は一つですから、全体状況を把握することが重要です。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、全体としてみたときの財政状況が良いとはいえません。

料金収入を財源として独立採算で行う事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則となります。赤字が発生すれば、全体でその赤字に対処しなければならなくなります。

そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、全体の資金不足の程度を把握するため、地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものが、「連結実質赤字比率」です。

この指標が一定以上あれば、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の赤字の問題は、地方公共団体にとって、大きな問題となっていることを示しています。

連結の赤字は、本来生ずべきではないものであり、赤字が生じた場合は、十分にその原因を分析し、早期解消が必要であり、また、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を行うことが必要になってきます。

**長野市の標準財政規模 88,387百万円**

**長野市の連結実質赤字比率は、「-%」となっています。**

【一般会計、各特別会計】

(単位：百万円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度へ繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C (ア)
一般会計等	162,441	156,952	3,303	2,186
国民健康保険	42,082	41,894	0	188
駐車場	227	227	0	0
介護保険	31,580	31,225	0	355
後期高齢者医療	4,475	4,462	0	13
飯綱高原スキー場	107	107	0	0
鬼無里大岡観光施設	77	77	0	0
(ア) 計				2,742

【企業会計（宅地造成除く。）】

会計名	流動資産 A	繰越財源 B	流動負債 C	資金剩余额 A - B - C (イ)
水道事業	10,382	0	956	9,426
下水道事業	7,469	0	988	6,481
病院事業	6,116	0	1,033	5,083
戸隠觀光施設事業	10	0	1	9
			(イ) 計	20,999

【企業会計（宅地造成のみ）】

会計名	流動資産 A	土地評価差額 B	流動負債 C	長期借入金 D	資金剩余额 (ウ)
産業団地事業	2,389	576	341	0	1,472

※宅地造成事業の資金剩余额については、他の企業会計と相違し、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば0とします。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計・各特別会計+企業会計の実質赤字 (ア+イ+ウ)}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(\Delta 2,742) + (\Delta 20,999) + (\Delta 1,472)}{88,387} = \underline{\underline{-\%}} \quad (\Delta 28.52\%)$$

※実質収支が黒字となりましたので、連結実質赤字を「△」で表示しています。

## ●実質公債費比率

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが、「実質公債費比率」です。

地方公共団体の年度を超える長期の借金を地方債といい、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。この地方債は、大規模な事業を行う場合の単年度の資金繰りのためだけではなく、その整備した施設を利用する複数の世代が、公平に負担するという観点から、財政負担を後年度に平準化するという年度間調整の機能も有しています。

地方債は、借り入れた年度の資金繰りは楽になりますが、後年度に借り入れた金額と利息を支払わなければなりません。また、公営企業等の他会計の公債費に対して、一般会計から繰り出す経費もあります。このほか、一部事務組合等が施設を整備する際に借り入れた元利償還金に対する補助金もあり、これらの経費は、毎年度支払いを行わなければならない義務的経費となります。このため、一般会計の公債費だけではなく、これら公債費に準じた経費も加算して、実質的な公債費を算出し、地方税や地方交付税等の財源の規模(標準財政規模)と比較して指標化したものが、「実質公債費比率」です。

公債費や公債費に準じる経費は、削減したり先送りしたりすることができないものであり、一度この経費が増大すると数年間にわたり、同程度の額を支払っていかなければならなく、短期間での削減は大変困難なものとなります。

このため、比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

長野市の実質公債費比率は、「3.4%」となっています。

【分子の計算】	(単位：百万円)		
	25年度	26年度	27年度
①一般会計等公債費	18,150	16,370	14,313
②ミニ公募債理論算入額	0	0	0
③公営企業の公債費への繰出金	5,797	5,754	5,839
④一部事務組合等の公債費負担分	49	50	51
⑤債務負担行為のうち公債費相当分	396	285	294
⑥一時借入金の利子	0	0	0
⑦ ①～⑥ 計	24,392	22,459	20,497

	25年度	26年度	27年度
A 公債費の特定財源等	1,559	1,107	749
B 公債費に充当した都市計画税	2,594	2,404	3,336
C 普通交付税で措置されるもの	16,151	16,983	14,736

【分母の計算】

	25年度	26年度	27年度
標準財政規模	90,678	91,106	88,387
C' 普通交付税で措置されるもの	16,151	16,983	14,736

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{公債費及び公債費に準ずる経費(7)} - \text{特定財源A} - \text{都市計画税B} - \text{普通交付税で措置されるものC}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税で措置されるものC'}}$$

$$25\text{年度} = \frac{24,392 - 1,559 - 2,594 - 16,151}{90,678 - 16,151} = 5.4\%$$

$$26\text{年度} = \frac{22,459 - 1,107 - 2,404 - 16,983}{91,106 - 16,983} = 2.6\%$$

$$27\text{年度} = \frac{20,497 - 749 - 3,336 - 14,736}{88,387 - 14,736} = 2.2\%$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{5.4\% + 2.6\% + 2.2\%}{3} = 3.4\%$$

参考（平成 26 年度）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{9.1\% + 5.4\% + 2.6\%}{3} = 5.7\%$$

## ●将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、長期の借入金である地方債の現在高のほか、公営企業等の他会計の地方債残高に対して、一般会計から繰り出す経費などの毎年度支払いを行わなければならない経費があります。このほかにも、近隣市町村と構成している組合で施設を整備する際に発行した地方債のうち、本市が負担しなければならない経費もあります。

また、土地開発公社や第三セクターの負債のうち、損失補償する契約をしているものについても、公社などの経営状況によっては、将来、一般会計で負担しなければならないこともあります。

さらに、市職員が全員退職した場合に支払われる退職金も加えて、現時点で確定している将来の財政負担や、想定される財政負担を、地方税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化したものが、「将来負担比率」です。

なお、この将来負担比率の算出にあたっては、将来負担額に充てることのできる基金（貯金）の額は控除することとしています。

この比率が高い場合は、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高いといえます。

**長野市の将来負担比率は、「37.7%」となっています。**

### 【分子の計算】

(単位：百万円)

	27年度	26年度
①一般会計等の年度末地方債現在高	150,598	140,882
②債務負担行為に基づく支出予定額	3,815	3,988
③公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額	66,500	68,361
④一部事務組合等の年度末地方債現在高のうち、本市が負担しなければならない額	282	301
⑤年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担しなければならない額	2,584名分 21,584	2,593名分 22,278
⑥土地開発公社や第三セクターの負債の負担見込額	2,053	2,160
⑦連結実質赤字額	0	0
⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑨ ①～⑧計	244,831	237,970

A 年度末において、現金・預金・国債で保有している基金残高	31,961	32,928
B 公債費に充当される特定財源見込額	1,211	1,923
C 将来負担に充当される都市計画税見込額	21,998	21,625
D 普通交付税で措置される見込額	161,840	160,523

【分母の計算】

標準財政規模	88,387	91,106
E 普通交付税で措置されるもの	14,736	16,983

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{市債残高及び公} \\
 & \text{債費に準ずる經} \\
 & \text{費の将来負担額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{基金} \\
 & - \text{残高 A} \\
 & - \text{特定財源 B}}{\text{都市} \\
 & - \text{計画税 C} \\
 & - \text{普通交付税 D}}
 \\[10pt]
 & = \frac{244,831 - 31,961 - 1,211 - 21,998 - 161,840}{88,387 - 14,736} = \underline{\underline{37.7\%}}
 \end{aligned}$$

参考（平成26年度）

$$= \frac{237,970 - 32,926 - 1,923 - 21,625 - 160,523}{91,106 - 16,983} = \underline{\underline{28.2\%}}$$

## ●資金不足比率（会計ごと）

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが、「資金不足比率」です。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

例えば、下水道事業の場合、各家庭に下水道を引く前に、まず下水処理場の建設が必要であり、下水道料金が入ってくるまでは資金不足になるものの、後の料金収入等で解消されることが前提となっている場合があります。

このような場合には、解消することが予定されている範囲内の資金不足については、資金不足から差し引いて計算することとしています。

長野市の公営企業において、資金不足となる会計はありませんでした。

$$\text{資金不足比率} \quad = \quad \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 【資金不足額】

- ・法適用企業：（流動負債+建設改良費以外に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：（繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額+建設改良費以外に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

### 【解消可能資金不足額】

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情のある場合において、資金の不足額から一定額を控除するもの。

⇒本市において、解消可能資金不足額として控除するものはありません。

### 【事業の規模】

- ・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額  
－受託工事収益に相当する収入の額

### 会計ごとの資金不足額

(単位：百万円)

会計名		流動負債 A	流動資産 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
企業会計	水道事業	956	10,382	0	▲ 9,426
	下水道事業	988	7,469	0	▲ 6,481
	病院事業	1,033	6,116	0	▲ 5,083

※資金不足の会計がなかったことから、黒字の数値を参考値として「▲」で表示しています。

会計名		流動負債 A	流動資産 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
企業	戸隠観光施設事業	1	10	0	▲ 9
会計名		歳出額 A	歳入額 B	繰越財源 C	資金不足額 A-(B-C)
特別	飯綱高原スキーチャンプ事業	107	107	0	▲ 0
	鬼無里大岡観光施設事業	77	77	0	▲ 0

会計名		流動負債 A	流動資産 B	土地評価差額 C	長期借入金 D	資金不足額 A-(B-C)+D
企業	産業団地事業	341	2,389	576	0	▲ 1,472

※宅地造成事業は、他の企業会計と相違し、一般会計からの長期借入金を資金剰余額から控除します。